



島根県報

平成27年6月16日（火）

第2,708号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

急傾斜地崩壊危険区域の指定 (砂 防 課) 2

【訓 令】

御部ダム操作規則の一部改正 (河 川 課) 2

【公 告】

特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請に係る書類の縦覧 (環境生活総務課) 2

管理美容師資格認定講習会及び管理美容師資格認定講習会の指定 (薬 事 衛 生 課) 3

基本測量の実施 (技 術 管 理 課) 3

【特定調達公告】

島根県立出雲工業高等学校太陽光・風力発電装置一式に係る一般競争入札の実施 (教 育 施 設 課) 4

【選管告示】

不在者投票を行うことができる施設の指定 6

【正 誤】

平成27年3月13日付け島根県報号外第39号中 (総 務 課) 6

平成27年6月2日付け島根県報第2,704号中 (森 林 整 備 課) 6

告 示**島根県告示第455号**

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により告示する。

平成27年 6 月16日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 区域の名称

佐波 4

2 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から7号までを順次に結んだ線及び標柱1号と7号を結んだ線により囲まれた区域

所 在 及 び 地 番	標 柱 番 号
松江市島根町加賀5713番	1号
” 2296番 1	2号から5号まで
” 2297番	6号
” 2303番 1	7号

訓 令**島根県訓令第8号**

土 木 部

浜田県土整備事務所

御部ダム操作規則（平成2年島根県訓令第5号）の一部を次のように改正する。

平成27年 6 月16日

島根県知事 溝 口 善兵衛

第10条第1号中「浜田地区又は益田地区」を「浜田市又は益田市」に改める。

附 則

この訓令は、平成27年 7 月 1 日から施行する。

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成27年 6 月16日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 申請のあった年月日

平成27年 5 月27日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人あすのひかり

3 代表者の氏名

尾崎 俊也

4 主たる事務所の所在地

島根県松江市八幡町882番地2

5 定款に記載された目的

この法人は、各種関係機関、地域住民との連携を図りながら、障害者及び高齢者に対して、就労及び社会参加の機会の確保に関する事業を行い、地域社会の福祉の向上に寄与することを目的とする。

6 縦覧に供する書類

変更後の定款及び定款の変更部分の新旧対照表

7 縦覧期間

申請書を受理した日から2月間

8 縦覧場所

県政情報センター（県庁第三分庁舎1階）

松江地区県政情報コーナー（松江合同庁舎2階）

理容師法（昭和22年法律第234号）第11条の4第2項及び美容師法（昭和32年法律第163号）第12条の3第2項の規定により、管理理容師資格認定講習会及び管理美容師資格認定講習会を次のとおり指定する。

平成27年6月16日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 主催者の名称及び住所

公益財団法人理容師美容師試験研修センター

東京都江東区有明三丁目7番26号

2 会場の運営及び設営の窓口となる事務所の名称及び所在地

公益財団法人理容師美容師試験研修センター中国ブロック事務所

広島県広島市中区紙屋町一丁目2番27号

3 講習日程

第1日 平成27年10月26日

第2日 平成27年11月9日

第3日 平成27年11月16日

4 申込の募集及び受付期間

募集 平成27年6月29日から同年8月7日まで

受付 平成27年8月17日から同年9月7日まで

5 講習会場

くにびきメッセ

島根県松江市学園南一丁目2番1号

6 受講料

1人18,000円

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、基本測量の実施について国土交通省国土地理院長から次のとおり通知を受けたので、同条第3項の規定により公告する。

平成27年6月16日

- 1 作業種類
基本測量（国土調査に伴う基準点測量）
- 2 作業期間
平成27年 7 月 1 日から平成28年 2 月28日まで
- 3 作業地域
松江市、江津市

特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

平成27年 6 月16日

島根県教育委員会教育長 藤 原 孝 行

- 1 入札に付する事項
 - (1) 件名及び数量
島根県立出雲工業高等学校太陽光・風力発電装置 一式
 - (2) 入札案件の仕様等
入札説明書による。
 - (3) 納入期限
平成28年 3 月30日（水）
 - (4) 納入場所
島根県立出雲工業高等学校（島根県出雲市上塩冶町420）
 - (5) 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 入札参加者の資格
 - (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。
 - (3) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定による入札参加の認定を受け、入札参加資格者名簿において、営業種目の大分類「文具・事務用機器類」中分類「情報処理機器」かつ営業種目の大分類「機械器具類」中分類「電気通信機器」に記載されている者であること。
 - (4) 本公告に示した物品の納入が十分に可能であるとともに、システム及びソフトウェア等の使用方法のサポート、障害発生時及び部品取替に速やかに対応できる者であること。
 - (5) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを受けている者であること。
 - (6) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負等の指名競争入札について指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。

- (7) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

3 入札手続等

(1) 担当部局（問合せ先）

〒690-8502 島根県松江市殿町1番地 島根県庁分庁舎2階

島根県教育庁教育施設課

電話 0852-22-6603

ファクシミリ 0852-22-6016

(2) 入札説明書の閲覧期間及び閲覧方法

平成27年6月16日（火）から同年7月14日（火）までの間、島根県ホームページの「入札情報」へ掲載するので、入札に参加を希望する者は、本公告掲載のホームページの「入札説明書閲覧申請書」に必要事項を記入し、押印の上、ファクシミリで(1)の部局へ送付すること。

(3) 入札書の提出期限等

日時 平成27年8月3日（月）午後1時30分まで（郵便入札にあっては、平成27年8月3日（月）正午必着）

場所 島根県松江市殿町1番地 島根県庁分庁舎2階 教育委員室（郵便入札にあっては、3(1)の場所）

(4) 開札の日時及び場所

日時 平成27年8月3日（月）午後1時30分から

場所 島根県松江市殿町1番地 島根県庁分庁舎2階 教育委員室

4 その他

(1) 契約の手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札者が見積もった契約金額の100分の5以上を入札時に納付しなければならない。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付しなければならない。ただし、島根県会計規則第69条の2第1号、第3号又は第7号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した事前提出書類を3(1)の場所に平成27年7月14日（火）午後5時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、入札者に求められる義務を履行しなかったとき、その他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(6) 契約書の作成の要否

要する。

(7) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(8) 再度入札

再度入札は、1回を限度とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Name and quantity of the products to be supplied :

Details : Photonoltalc power generating systems/Wind turbine generator

Desired Date of Delivery : 30 March 2016

Place of Delivery : Shimane Prefectural Izumokogyo High School 420 Kamiennyacho, Izumo-shi, Shimane-ken

(2) Deadline for Tender : 1 : 30 p.m. 3 August 2015 (Applications by mail must arrive at the Office above by 12 : 00 p.m. 3 August 2015)

(3) Please tender all information to : C/O Educational Facility Division, Secretariat of Board of Education of Shimane Prefecture 1 Tonomachi, Matsue-shi, Shimane-ken, 690-8502

Telephone : 0852-22-6603

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

島根県選挙管理委員会告示第64号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号、漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第9条の規定により準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号並びに農業委員会等に関する法律施行令（昭和26年政令第78号）第6条の規定により準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号の規定による不在者投票を行うことができる施設について、次のとおり指定した。

平成27年6月16日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

指定をした施設

名 称	所 在 地	指定年月日
特別養護老人ホームロング・レン	浜田市長沢町1428-6	平成27年6月5日

正 誤

平成27年3月13日（島根県報号外第39号）公布島根県条例第12号島根県県税条例の一部を改正する条例附則第3項中「地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第 号）」は、平成27年3月31日地方税法等の一部を改正する法律の公布により「地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）」となった。

平成27年6月2日付け島根県報第2,704号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	箇所	誤	正
7	正誤中	大田市波根町字越谷2910-29、字沼谷2923-7（以上2筆国有林）	大田市波根町字越谷2910-29（国有林）、字沼谷2923-7（国有林）